令和８年度(2026 年度)　若狭浦保育所　重要事項説明書

学校法人大庭学園立那覇市公私連携型保育所
若狭浦保育所　所長　大庭　荒

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1　事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人大庭学園
事業者の所在地	那覇市久米１－５－１７
事業者の電話番号・ＦＡＸ	TEL：098-988-0238　FAX：098-988-0239
代表者氏名	理事長　大庭　荒
定款の目的に定めた事業	専門学校および認定こども園・保育所の運営

2　施設の概要

種別	公私連携型保育所					
名称	学校法人大庭学園立那覇市公私連携型保育所　若狭浦保育所					
所在地	〒900-0031　沖縄県那覇市若狭３－１８－６					
ＴＥＬ／ＦＡＸ	TEL:098-866-3445　FAX:098-866-3446					
施設長氏名	所長　大庭　荒（理事長兼務）					
開設年月日	令和２年４月１日					
敷地面積	785.048 平方メートル					
建物面積	972.23 平方メートル					
建物構造	鉄筋コンクリート２階建て・若狭市営住宅併設					
児童定数（定員５５名）	年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	計
	クラス名	かに組	らっこ組	いるか組	まんた組	
	人数	１２名	１３名	１５名	１５名	５５名
取扱う保育事業	一時預かり保育事業、延長保育、夜間に係る延長保育事業（現在休止中）、園庭開放、子育て相談等					

3　施設の目的、運営方針

目的	保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。（保育所保育指針より）
運営方針	学校法人大庭学園として保育・介護・福祉の専門学校及び認定こども園４園を運営してきた。その経験と実績のもと、本学園の精神「心は豊かに　技は確かに」に基づく保育理念「豊かな心を持ち、考えて行動できるたくましい子」を実践すべく、こども一人一人に寄り添った保育の実現に取り組む。また、こどもの保護者はもとより、所在する若狭地域と連携した保育を展開する。 **【学園建学の精神】**　「心は豊かに　技は確かに」 **【保育理念】**　「豊かな心をもち、考えて行動するたくましい子」

	【保育目標】 **「心豊かな子」の育成** 一人一人の子どもの発達とその個性を大切にし、それぞれの子どものもつ潜在能力や育つ力を支え育み、家庭支援と並行しつつ、子どもの最善の利益と幸せを追求する。また「生活」や「あそび」を通して、子どもが自己を創り上げ、相手を知り、認め、関わり、思いやる気持ちを育み、「生きる力」の基礎を培うための活動を展開する。 **「考えて行動できる子」の育成** 保育者との絆を大切に育み、環境を通して行う保育により興味・関心や好奇心を育て、心身の発達を促していく。また自ら関わる気持ちを大切にしながら、友達や保育者と関わることで、遊ぶ楽しさや協力し合う大切さを味わい、言葉の獲得や情緒的・社会的な発達を促し、基本的生活習慣の基礎を家庭と連携しながら育てる。 **「元気に遊ぶ健康な子」の育成** 園内や園周辺の若狭地域の自然あふれる環境や友達、家族、地域の身近な人達と触れ合うことを通して芽生える「興味・関心」「粘り強い心」及び道徳性や規範意識等を大切にする。子どもの知的好奇心や夢を育みながら、若狭こども園や近隣保育園への進級、小学校への就学を見据えた切れ目のない発達・成長のための保育を実践する。

4　職員体制

施設長（所長）	1人	常勤：1人	
参与	1人	非常勤：1人	
主任保育士	1人	常勤：1人	
保育士	19人	常勤：16人	非常勤：3人
保育補助	1人	非常勤：1人	
事務員	1人	常勤：1人	
用務員	1人	常勤：1人	
調理室	4人	管理栄養士：1人（学園こども園常勤）　調理員：3人	
嘱託医（内科）	1人	非常勤：1人	
嘱託医（歯科）	1名	非常勤：1人	

5　提供する教育及び保育の内容

○那覇市認可保育所としての標準時間保育、短時間保育、延長保育、
　夜間に係る延長保育（現在休止中）
○昼食、おやつの提供
○保育にかかる行事等
○発達支援児保育
○地域との交流保育
（若狭市営住宅自治会、若狭児童館、若狭こども園、小禄こども園、沖縄福祉保育専門学校）
○一時預かり保育、子育て応援 Day

6　開所日と保育時間

○月～土曜日　「標準保育時間」　7：30～18：30
○18：31～19：30までは延長保育、19：31～22：30までは夜間に係る延長保育を行っております。ただし、夜間に係る延長保育は、現在休止中です。
延長保育を利用ご希望の場合は、事前にご連絡をお願いします。

※保育時間内のお迎えのご協力をお願いします。
※土曜保育の利用について、利用する土曜日の週の水曜日までに事務所に提出してください。
申し込みが無い場合、安全な保育実施が困難と所長が判断した時は、受け入れができないことがあります。

7　閉所日

〇日曜日、祝祭日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12/29～1/3）

8　利用料金

①

保育料 （0歳児～2歳児）	那覇市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。 ※那覇市へのお支払いとなります。
給食費 ※3歳児	1ヶ月　6,500円（内訳：副食費　5,500円＋主食費　1,000円） ※３歳児のみ、給食費はコドモンでの口座振替となります。 振込手数料９６円かかります。

※2019年10月より3歳児保育料無償

② 延長保育利用料（延長保育を利用する場合:２号・3号認定及び短時間認定児）

延長保育（月～土 18:31～19:30）	1時間　200円　（日契約）
延長保育月契約 ※標準時間認定児のみ利用可	1ヵ月　2,500円　（月契約）

③ 夜間に係る延長保育利用料（延長保育を利用する場合:２号・3号認定）

夜間に係る延長保育 （月～土 19:31～22:30）	1時間　300円　（日契約）
夜間に係る延長保育月契約 ※標準時間認定児のみ利用可	1ヵ月　※要項参照　（月契約）

※延長保育料及び夜間に係る延長保育につきましては、月契約のみ口座引き落としを行います。
※月契約利用以外で延長保育及び夜間に係る延長保育を利用する時の料金徴収につきましては、利用時にご案内致します。
※夜間に係る延長保育をご利用の場合、給食費５００円を別途徴収します。
※ただし、夜間に係る延長保育は、現在休止中です。

9　納入金について

【諸経費】〇誕生月色紙代（250円）、記念写真代（600円）、スナップ写真代（500円）
日本スポーツ振興センター（150円）　①経費合計1,500円
【保護者会費】　月300円×12ヶ月分　②年額3,600円(兄弟組は1世帯で1名分)
≪保護者会費は、保護者役員会及び保護者会総会への提案・承認の上、変更する場合があります≫
※諸経費と併せて、保護者会費納入のご協力をお願いします。
※上記の金額（①＋②　合計5,100円）を年度内に、一括で口座引き落としにてお支払い頂きます。
口座引き落としには、毎回振替手数料がかかるため、保護者負担を軽減する事を目的に一括支払いとなりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。
※上記の金額については、今後変更の可能性があります。変更の際には再度ご連絡いたします。

≪口座振替について≫
若狭浦保育所では、３歳児の給食費、延長保育月契約、保護者会費、その他諸経費を口座振替にて徴収いたします。
お手数ではございますが、各自、コドモンより口座登録をお願いします（別紙参照）。

★コドモンとは、保育所と保護者の連絡アプリで、スマートフォン・パソコンで利用できます。

※納入期限は毎月２０日となっていますので、前日までに残高有無の確認をお願いします。

○　納付方法：　　コドモン振替手数料　96 円（税込）

※手続きの都合上、３歳児の４月分の給食費(主食費・副食費)等は５月にまとめての支払いになります。ご理解の程、よろしくお願い致します。

※4 月中で口座登録ができない場合、５月の振替に間に合わなくなる可能性もありますので、期限を厳守されますよう、ご協力お願い致します。

１０　保育所と保護者との連携について

1　連絡帳、保育所だより、クラスだより、所内掲示板の活用、
2　コドモンの活用（お休み等の連絡、連絡帳、連絡事項の配信　など）
3　月の指導計画（家庭との連携欄にて）
4　保護者会、保護者会役員会
5　行事や懇談会、個別面談、行事アンケートの実施等

１１　嘱託医

医療機関の名称	前浜小児科医院
医院長名	前浜 宏之
所在地	那覇市松川２丁目５-３０
電話番号	098-887-0800

１２　嘱託医

医療機関の名称	みやぎ歯科クリニック
医院長名	宮城　嗣典
所在地	那覇市松山 2-23-13
電話番号	098-864-0239

１３　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	那覇市立若狭小学校
広域避難場所	那覇市松山　所在地：那覇市津波避難ビル、松山公園、 若狭市営住宅自治会事務所（1 号棟 10 階）

１４　緊急時における対応

教育及び保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、所長の判断をもって対処いたします。あらかじめご了承願います。

１５　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画及び防火管理者を定めます。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

防火管理者	又吉　千秋　　（自衛消防隊長：大庭　荒）
消防計画届出年月日	那覇市　西消防署　　令和７年７月２２日
避難訓練	消火、火災避難訓練（毎月１回）、地震・津波・不審者
防災設備	消防直通通報装置、消火器、誘導灯、火災報知器

16　賠償責任保険の加入について　－　以下の保険への加入に同意していただきます。

保険の種類	保育園賠償責任保険（大同火災）
	日本スポーツ振興センター　災害共済給付制度

注：賠償範囲

保育所では、子どものために誠心誠意をもって教育及び保育し、事故の無いように気をつけますが、万が一の場合を考慮し、全児童を対象に、保険に加入致します。事故や怪我を負った場合は、保育所が加入している保険の範囲内で治療費をお支払いします。この場合、保護者の医療保険証を使わせていただきますので御了承下さい。なお、児童の事故や怪我の場合の保護者の休業補償はできません。

17　業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：自己評価ガイドラインに添った方法を予定 全職員一斉実施 公表方法：保育所ホームページや所内掲示予定
外部評価	第三者評価を実施済み（令和６年度） 公表方法：保育所ホームページで公開

18　連携施設

①

連携施設の種類	専門学校（指定保育士養成施設）
名称	学校法人大庭学園　沖縄福祉保育専門学校 ソーシャルワーク専門学校
所在地	沖縄福祉保育専門学校　　：那覇市久米 1-5-17 ソーシャルワーク専門学校：(沖縄福祉保育専門学校内)
連携協力の概要	教育及び保育の支援、学園代表者会議・教職員研修等への参加

②

連携施設の種類	認定こども園
名称	学校法人大庭学園立那覇市認定こども園　若狭こども園 学校法人大庭学園立那覇市認定こども園　小禄こども園 学校法人大庭学園立石垣市認定こども園　新栄町こども園 学校法人大庭学園立西原町認定こども園　坂田こども園
所在地	若狭こども園　　那覇市若狭３-１１-１ 小禄こども園　　那覇市小禄 1150 新栄町こども園　石垣市新栄町 7 坂田こども園　　西原町字翁長６２６-１
連携協力の概要	保育交流、学園園長会議参加、学園教職員研修等への参加

③

連携施設の種類	連携法人
名称	社会福祉連携推進法人　いーまーる （社会福祉法人麗峰会、社会福祉法人光和会、学校法人大庭学園、有限会社ケアセンターきらめき、社会福祉法人一心福祉会）
所在地	那覇市辻２－２７－１
連携協力の概要	地域福祉支援、災害時支援、経営支援、人財確保・育成・定着支援、物資等供給などの連携

19　情報公開及び個人情報の保護について

事業の透明性を確保する為、保育所の情報をできる限り公開する予定です。但し、児童票をはじめ、

保育所が知り得た児童や保護者に関する個人情報の保護を徹底します。情報を外部へ提供する際には、個人情報保護ガイドラインに基づき適切に行います。

２０　苦情相談窓口

要望･苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談･苦情解決責任者	所　　長	大庭　荒	（TEL 098-866-3445）
相談･苦情受付担当者	主任保育士	又吉　千秋	（　同　上　）
苦情解決第三者委員	宮城　潤（若狭公民館 館長）		（TEL 098-917-3446）
苦情解決第三者委員	上原　美代（民生委員）		（TEL 090-3795-4411）

２１　保育所の利用の開始及び終了に関する留意事項について

支給認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を那覇市の管轄課に提出するものとします。

保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の定員を超える場合にあっては、那覇市と本学園で調整を行います。

児童が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童にかかる保育の提供を終了することとします。

（１）児童の保護者が、「子ども・子育て支援法」第 19 条第 2 号及び第 3 号に基づく支給認定を受けられなくなったとき

（２）前号のほか、本保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき。

２２　虐待防止のための措置に関する事項

本保育所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止等のため、虐待防止マニュアルに基づき、責任者を設置する等必要な体制の整備を行います。また、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとします。

２３　入所前の健康診断に関する事項

本保育所は、児童の安全な集団生活のため、入所前の健康状態を正しく把握し、適切な受け入れ準備（アレルギー対応や配慮事項の確認等）を整えることを目的として、児童は入所前に健康診断を受診し提出するものとします。また、受診に要する費用は保護者の負担とします。

２４　その他

・保育所のしおり等にて案内いたします。

・児童の個人情報保護の観点から「ホームページ等　掲載に際しての同意書」（別紙）を配付いたします。